

令和7年10月23日
山形県環境エネルギー部

今後の進め方について

(1) 第5回法定協議会【開催時期：令和7年11月中旬】

(法定協議会は、事業の進捗等を確認するため、事業終了まで継続して開催)

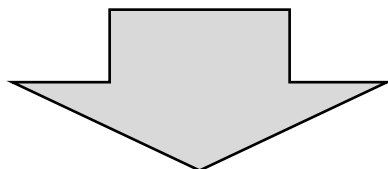
(2) 公募占用計画の認定（経済産業大臣・国土交通大臣）

(3) 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業大臣）

【申請期限：令和7年12月24日】

(4) 環境影響評価準備書の公告・住民説明会（選定事業者）

【予定時期：令和8年中】



(5) 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）

(6) 発電設備の建設工事及び運転開始

【運転開始予定時期：令和12年6月】

以上